

議案第 43 号

松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域衛生組合規約の変更について

平成 27 年 4 月 1 日から松阪地区広域衛生組合の共同処理する事務に松阪市のうち旧嬉野町の区域に係るし尿処理等の事務を加え、松阪地区広域衛生組合規約（昭和 48 年松阪地区広域衛生組合規約第 1 号）を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 16 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪地区広域衛生組合規約の一部を変更する規約

松阪地区広域衛生組合規約（昭和 48 年松阪地区広域衛生組合規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 1 条中「（旧嬉野町の区域を除く。）」を削る。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。